

# 環太平洋パートナーシップ協定をめぐる国会論議

## — TPP協定の特質と国会論戦の概要 —

外交防衛委員会調査室 上谷田 卓

### 1. はじめに

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership：TPP）協定は、アジア太平洋地域の12か国<sup>1</sup>において、物品及び投資・サービスの貿易の自由化を進めるとともに、幅広い分野で新たな通商ルールを構築するための法的枠組みを定めるものであり、世界的に締結されている二国間・複数国間の自由貿易協定（FTA）と同様、経済上の連携強化を目指して締結される国際約束の一つである。

我が国は、2016年の第192回国会（臨時会）においてTPP協定（以下「本協定」という。）を承認するとともに、関連国内法を可決・成立させた後、2017年1月20日に本協定を締結するための国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報した<sup>2</sup>。しかし、同月23日、トランプ米国大統領が本協定から離脱するための大統領令に署名したことを受け、今後のアジア太平洋地域における通商秩序の構築に向けた動きや我が国の通商戦略の在り方が問い直されている。

このように本協定の行方は不透明な状況に置かれているが、本協定は、世界貿易機関（WTO）協定やこれまでのFTAの規律よりも自由化を進める規定に加えて、WTO協定やこれまでのFTAが規定していない分野のルールをも含む貿易協定である。また、我が国、ASEAN、中国及びインドなど16か国が参加する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や日・EUの経済連携協定（EPA）など、我が国が交渉に参加している他の広域FTAに先駆けて合意された協定であることから、今後のEPAに関する議論において参照すべき内容を含むものとなっている。

これらを踏まえ、本稿では、本協定をめぐる国会で指摘された主な規定及び論点とそれに対する政府の答弁を整理する。なお、肩書きはいずれも当時のものである。

### 2. 本協定の構成と概要

本協定は、前文、本文30章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から構成される（表参照）。このうち附属書は、各章ごとに設けられた附属書と複数の章に関連するものとして協定の末尾に付された附属書の2種類が設けられており、それぞれ本文の内容に関する注釈や各分野における特定の自由化又は例外措置に関する約束を定めている<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、ベトナム及びブルネイの12か国。

<sup>2</sup> 本協定の交渉経緯や国会審議の経過等については、本号掲載の今井和昌「環太平洋パートナーシップ協定とアジア太平洋秩序のゆくえ—TPP交渉開始から国会承認までを振り返って—」を参照されたい。

<sup>3</sup> 附属書の一部には特定の国や品目に関するより詳細な約束を記した付録が含まれている。例えば、我が国は、

また、本協定に関連して、我が国と他の署名国との間で、国際約束を構成する8つの文書（交換公文）<sup>4</sup>、及び国際約束を構成しない9つの文書（書簡）<sup>5</sup>が、それぞれ交わされた（いわゆる「サイドレター」）。これらは、本協定の交渉と並行して行われた二国間交渉の結果が記された文書であり、協定とは別途に作成されている。

表 本協定及びサイドレターの構成イメージ

(1)冒頭の規定及び一般的定義 附属書	(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス 附属書	(3)原産地規則及び原産地手続 附属書	(4)繊維及び繊維製品 附属書
(5)税関当局及び貿易円滑化	(6)貿易上の救済 附属書	(7)衛生植物検疫(SPS)措置	(8)貿易の技術的障害(TBT) 附属書
(9)投資 附属書	(10)国境を越えるサービスの貿易 附属書	(11)金融サービス 附属書	(12)ビジネス関係者の一時的な入国 附属書
(13)電気通信 附属書	(14)電子商取引	(15)政府調達 附属書	(16)競争政策 附属書
(17)国有企業及び指定独占企業 附属書	(18)知的財産 附属書	(19)労働	(20)環境 附属書
(21)協力及び能力開発	(22)競争力及びビジネスの円滑化	(23)開発	(24)中小企業
(25)規制の整合性	(26)透明性及び腐敗行為の防止 附属書	(27)運用及び制度に関する規定	(28)紛争解決
(29)例外	(30)最終規定	附属書(複数の章に関連するもの)	
国際約束を構成する8つの文書(交換公文)			
国際約束を構成しない9つの文書(書簡)			

(出所) 筆者作成

米国との間における自動車に関する特定の約束（特別セーフガードの採用等）を付録に記している（附属書2-D 付録D-1（自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録））。

<sup>4</sup> ①酒類の表示の保護に関する日米間の交換公文、②本協定に基づく米国における蒸留酒のための充填の基準に関する日米間の交換公文、③本協定に基づく米に関する日本による米国についての関税割当ての運用に関する日米間の交換公文、④本協定に基づく米に関する日本による豪州についての関税割当ての運用に関する日豪間の交換公文、⑤本協定に基づく日本のホエイの数量セーフガードの運用に関する日米間の交換公文、⑥本協定に基づく林産物の貿易に関する日カナダ間の交換公文、⑦本協定第12.4条（一時的な入国の許可）の規定に基づく一時的な入国の許可を日本が拒否することについて米国が同協定第28章（紛争解決）の規定を利用することを差し控えることに関する日米間の交換公文、⑧本協定第11章（金融サービス）附属書11-B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4（1）（ii）の規定に基づくベトナムの措置の内容に関する日ベトナム間の交換公文

<sup>5</sup> ①酒類の表示の保護に関する日カナダ間の書簡、②酒類の表示の保護に関する日チリ間の書簡、③酒類の表示の保護に関する日ペルー間の書簡、④著作権の保護期間に関する日米間の書簡、⑤著作権の保護期間に関する日豪間の書簡、⑥著作権の保護期間に関する日カナダ間の書簡、⑦著作権の保護期間に関する日ニュージーランド間の書簡、⑧医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施についての附属書の適用に関する日米間の書簡、⑨日米並行交渉に関する文書

本文 30 章には、物品の関税撤廃・削減及び投資・サービス貿易の自由化と保護を始め、知的財産権の保護、各国の政府調達市場の開放など、W T O 協定やこれまでの F T A の規定よりも自由化を進める規律に加えて、電子商取引、国有企業、環境及び労働など、W T O 協定やこれまでの F T A で規律していなかった分野における新しいルールが含まれている。また、締約国間の開発水準の相違や経済の多様性を踏まえ、本協定の義務を履行する国内体制が不十分な締約国や中小企業による協定の利用を支援する規定が設けられるとともに、各国間の様々な法制度の調和を図る規定も整備された。

本協定を含めて我が国と他の署名国との間では様々な文書が作成されているが、石原国務大臣（経済再生担当、以下は石原国務大臣と記す。）は、我が国が法的拘束力を有する形で約束した文書は、本協定及びサイドレターのうち国際約束を構成する文書（交換公文）のみであると説明した<sup>6</sup>。一方、国際約束を構成しない文書（書簡）の法的効力について質された岸田外務大臣は、「国際約束ではなく、我が国が法的に義務を負うものではない」と答弁した<sup>7</sup>。また、書簡のうち、①自動車の非関税措置に関する書簡、②自動車の基準に関する書簡、③輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する書簡、④自動車の流通に関する書簡及び⑤保険等の非関税措置に関する書簡の 5 つで構成される「日米並行交渉に関する文書」<sup>8</sup>については、自動車の安全基準など日米間の自動車貿易に関する非関税措置を始め、保険、知的財産権及び衛生植物検疫など幅広い分野での非関税措置に関する特別の約束が記されていたことから、その内容や効力が問われた。

これらの書簡の内容について岸田外務大臣は、いずれも「既に我が国が行っている取組、そして我が国の企業等に対する利益等の観点を総合的に勘案して今後我が国が自主的に行う取組を取りまとめたもの」であり、法的拘束力を有しないと説明した<sup>9</sup>。その上で、本協定の発効とこれらの書簡の効力との関係について、大筋合意後（2015 年 10 月）においては、「あくまで本協定が効力を生ずる日までに我が国がとる措置を記したものであり、本協定が効力を生じない場合には、我が国がそれらの措置を全て実施することまでを記したのではない」との認識を示し<sup>10</sup>、第 192 回国会においては、仮に本協定が発効しない場合には、「我が国が自主的にタイミングを考えて実施していくことになる」との説明を行った<sup>11</sup>。これらに関連して、米国との間で文書化されていない約束があるのではないかといった懸念も示されたが、安倍総理は、「そのような約束は存在しない」と否定した<sup>12</sup>。

この他、国会においては、T P P 交渉参加に際して我が国が交渉参加国と交わした「秘密保護に関する書簡（いわゆる「秘密保持契約）」についても質疑が行われた。秘密保持契約を交わした理由を問われた安倍総理は、「どういう交渉をしたかは国と国との信頼関

<sup>6</sup> 第 190 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 8 頁（平 28. 4. 7）

<sup>7</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 4 号 37 頁（平 28. 11. 15）

<sup>8</sup> 2013 年 4 月 12 日に日米間で交わされた、①日米間の協議結果の確認に関する佐々江駐米大使発書簡、②日米間の協議結果の確認に関するマランティス米国通商代表代行発返書、及び③自動車貿易 T O R に記された確認に基づき、T P P 交渉と並行して行われた日米二国間の交渉の結果を取りまとめた文書。

<sup>9</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 14 号 15 頁（平 28. 12. 8）

<sup>10</sup> 第 189 回国会閉会後参議院予算委員会議録第 1 号 15 頁（平 27. 11. 11）

<sup>11</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 14 号 15 頁（平 28. 12. 8）

<sup>12</sup> 第 192 回国会衆議院予算委員会議録第 4 号 24 頁（平 28. 10. 4）

係に関わるとともに、それぞれの国が今後経済連携交渉を行っていく上での戦略自体を表にさらすことにもなることから秘密にしている」との認識を示すとともに、「この書簡にサインをしなければ交渉には参加できなかった」と応じた<sup>13</sup>。また、これまでのEPA等の交渉において、TPP交渉のような秘密保持契約を交わしたことがあるのかとの問いに対して政府は、「秘密保持に関する書簡や契約を交わした例はない」と説明した<sup>14</sup>。さらに、交渉の内容や秘密保持契約そのものの開示を求める指摘に対しては、「本協定交渉に参加した後の各国とのやり取り等の具体的な交渉内容を秘密にすることはもちろん、文書の内容自体も秘密にすると合意したものである」と答弁し、情報開示には制約がかかるとの認識を示した<sup>15</sup>。

### 3. 本協定の主な論点と国会論議

上記のとおり、本協定は、幅広い分野で高い水準の通商ルールを規定している。以下に、国会で指摘された主な論点とそれをめぐる政府の答弁を紹介する。

#### (1) 市場アクセス

本協定における物品の関税撤廃・削減に関する合意内容は、第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）の附属書（2-D）に、国別・品目ごとに定められている。

署名国の最終的な関税撤廃率（品目数ベース、以下同じ。）は、米国、豪州など8か国が100%、カナダ、メキシコ及びペルーが99%となり、我が国は最も低い95%となった。品目別では、他の署名11か国が、平均で高い関税撤廃率（農林水産品：98.5%、工業製品：99.9%）を実現する中、我が国は、農林水産品が82.3%と相対的に低くなった一方で、工業製品については100%の品目の関税撤廃を約束した。

農林水産品について、我が国は全2,594品目のうち2,135品目の関税を撤廃することに合意し、このうち重要品目として位置づけていた米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物（いわゆる「重要5品目」）については、594品目中170品目の関税撤廃を約束した。

本協定における農林水産分野の交渉においては、重要5品目を含む農林水産品の重要品目について、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」等を記した衆参農林水産委員会決議（2013年4月）を踏まえることが求められていたことから、国会審議では、同分野の合意内容と当該国会決議との整合性が主要な論点の一つとなった。

政府は、国会決議を後ろ盾に交渉した結果、重要5品目を中心に、農林水産品の2割を関税撤廃の例外にできたこと、国家貿易制度の堅持やセーフガード等の措置を確保したことなどを成果として<sup>16</sup>、「国会決議にかなうと確信している」との答弁を繰り返した<sup>17</sup>。一方、国会決議では「例外」ではなく「除外又は再協議」の対象とすることを求めており、

<sup>13</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第6号27頁（平28.4.18）

<sup>14</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第6号27頁（平28.4.18）

<sup>15</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第6号26頁（平28.4.18）

<sup>16</sup> 例えば、米及び麦については、国が一元的に輸入を管理する国家貿易制度を維持し枠外税率を守ったほか、牛肉・豚肉については関税削減を約束したが、輸入が急増した場合に備えてセーフガードを確保した。

<sup>17</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第6号35頁（平28.4.18）

これらの内容では整合性が図れないとの指摘がなされ、山本有二農林水産大臣は、本協定における関税に係る約束は、関税の維持、削減及び撤廃並びに関税割当等となっており、「除外、再協議という項目は置かれていない」と説明した<sup>18</sup>。これを受け、除外又は再協議の項目を設けるよう交渉しなかった時点で国会決議違反であるとの指摘がなされたが、石原国務大臣は「除外、再協議の定義について確立したものはなく、それぞれの交渉の中で決まっていくものであり、これが交渉結果である」と答弁し理解を求めた<sup>19</sup>。

さらに、重要5品目のうち関税の撤廃・削減を約束していない品目、すなわち関税を維持した「無傷」の品目が幾つあるのかを問われた山本農林水産大臣は、当該品目が「155品目ある」と応じたが、その一方で重要5品目のいずれの品目についても、関税の撤廃・削減又は関税割当の設定などを約束したものが含まれており、完全に関税を維持したと言える品目はないと認めた<sup>20</sup>。

このような農林水産品の関税撤廃・削減が我が国の農林水産業に及ぼす影響が懸念されたが、安倍総理は重要5品目のうち関税撤廃とする170品目について、「個別に中身をしっかりと精査し品目全体として影響が出ないものを選定した」との認識を示した<sup>21</sup>。この点について、山本農林水産大臣は、①輸入実績が少ないもの（例：カッサバ芋、無処理の脱脂乳）、②輸入実績があっても国産農産品との代替性が低いもの（例：牛タン、ビーフン）、③関税撤廃が生産者のメリットになるもの（例：繁殖用の豚）の三つの基準に基づき関税撤廃とする品目を決定したと説明した<sup>22</sup>。

一方、工業製品については、我が国の主力分野である自動車、家電、産業用機械等の99%の品目の関税撤廃が実現した。本協定における工業製品分野の交渉において、特に高い注目を集めてきたのが日米二国間の自動車をめぐる交渉であった。交渉の結果、両国間で交わした確認事項を踏まえ<sup>23</sup>、米国に輸出する乗用車の関税（現行税率2.5%）は15年目から削減を開始し25年目で、トラックの関税（現行税率25%）は29年間維持し30年目で、それぞれ撤廃することとなった。なお、我が国が関心を有していた自動車部品（現行税率は主に2.5%）については、8割以上の品目の即時関税撤廃を約束した。自動車の関税が長期間維持されることによる影響について質された石原国務大臣は、米国では我が国の自動車メーカーの現地生産・販売が進み、自動車の輸出実績がほとんどないことを挙げ、影響が軽微であることを示唆し、その上で自動車産業の実態を鑑みても自動車部品の8割以上の即時関税撤廃の方が我が国の国益に資すると判断したと答弁した<sup>24</sup>。

本協定には、上述した物品の貿易を促進させる観点から、各締約国が約束した市場アク

<sup>18</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第9号28頁（平28.10.28）

<sup>19</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第6号34頁（平28.4.18）

<sup>20</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第9号28～29頁（平28.10.28）

<sup>21</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第14号16頁（平28.12.8）

<sup>22</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号26頁（平28.11.14）

<sup>23</sup> 日米間においては、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といったセンシティブティがあること（「日米の共同声明」（2013年2月22日））、及び②米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること（日米間の協議結果の確認に関する佐々江駐米大使発書簡（平成25年4月12日）等）などが確認されていた。

<sup>24</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号17頁（平28.10.17）

セスの条件を見直すための規定が盛り込まれた。例えば、関税の撤廃時期の繰上げについて検討するため協議を行うことが定められたほか（2.4条3）、我が国は、本協定の効力発生から7年経過後、相手国からの要請に基づき関税等について協議を行うことを豪州、カナダ、チリ、ニュージーランド及び米国との間で相互に規定した（附属書2-D、一般的注釈9（a））。

こうした規定が重要5品目など、我が国が関税撤廃の例外として獲得した品目について適用されるのかが議論となったが、石原国務大臣は、2.4条の規定の意味について、「関税撤廃の例外として獲得した品目は、関税撤廃の義務を負うことにはならない」と説明し、関税撤廃に合意している品目のみに適用される規定であるとの認識を示した<sup>25</sup>。一方、米国など5か国との再協議規定については、「関税撤廃の例外となる措置も対象となり得る」との見解を示したものの<sup>26</sup>、併せて「協議を行うとしか規定されておらず、協議の結果何が決まるか予見させる文章にはなっていない」と答弁した<sup>27</sup>。その上で、協議を行う場合には、「我が国の国益を最大限尊重して協議に臨むわけであり、仮に国益を損なうようであれば合意することに至らない」と説明し、「万一、協議の結果、我が国の関税等について見直しを行うのであれば、国会審議を経ない限りはできない」と明言した<sup>28</sup>。

## （2）原産地ルール

国際的に取引される物品の関税は、原産地（物品の国籍）に応じて設定されており、特定国・地域との間でより有利な待遇（関税の撤廃、削減等）を約束するEPAには、物品の原産地を特定し、適切にその待遇を適用するためのルールが必要となる。本協定の第3章（原産地規則及び原産地手続）には、原産品であることを認定するための基準や税関への証明・申告手続に関する規則など、協定の特恵待遇の適用を受けるための要件が規律された。

政府は、12か国共通の原産地規則が策定される意義として、「アジア太平洋で広く事業展開を行う企業にとり、特恵関税を利用する際の事務コストの軽減が期待される」ことを挙げた。また、本協定に域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす完全累積制度（3.10条）が規定されたことを踏まえ、12か国のどこで製造・組立てを行っても特恵関税を利用することができ、「中堅・中小企業を含めた我が国企業の柔軟なサプライチェーンの構築が可能となる」との認識も示した<sup>29</sup>。

一方、原産地の証明・申告手続に関して、我が国のEPAにおいては第三者証明制度<sup>30</sup>が主流であったが、本協定においては、輸出者、生産者又は輸入者自らが原産品であることを証明する自己証明制度が採用された（3.20条）。自己証明制度について世耕経済産業大

<sup>25</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号33頁（平28.11.15）

<sup>26</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号18頁（平28.4.19）

<sup>27</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号26頁（平28.11.15）

<sup>28</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号26頁（平28.11.15）

<sup>29</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号28頁（平28.11.22）

<sup>30</sup> 我が国のEPAでは、主に①指定発給機関（日本商工会議所）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」と②経済産業大臣から認定を受けた輸出者が自ら証明書を作成する「認定輸出者自己証明制度」が採用されており、日豪EPAのみ自己証明制度が採用されている。

臣は、「事業者が自社のビジネス動向に合わせて機動的に証明を作成できる」と述べるとともに<sup>31</sup>、自己証明に不慣れな中小企業に対する支援策を強化していくとの姿勢を示した<sup>32</sup>。

他方、第4章（繊維及び繊維製品）には、繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地ルールが規定された。繊維及び繊維製品については、①紡ぐ、②織る、③縫製の3工程を原則締約国域内で行わなければ本協定の特恵待遇を享受できないとするルール（いわゆる「ヤーン・フォワード・ルール」）が定められた。当該ルールの採用を受け、我が国の繊維産業をどのように支援していくのか問われた世耕経済産業大臣は、サプライチェーンの再構築を図る企業に対する支援や繊維分野における政府間対話等の取組を充実させていくと説明した<sup>33</sup>。

### （3）食の安全等に関するルール

国民の最大の関心事項の一つであった食品の安全や食品の表示に関するルールは、主に第7章（衛生植物検疫措置）及び第8章（貿易の技術的障害）に規定されており、第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第5章（税関当局及び貿易円滑化）及び第6章（貿易上の救済）にも関連する規定が含まれている。このうち、第7章には、輸入食品や動物物に対して行う検疫や検査といった衛生植物検疫措置（SPS措置）に関するルールが、第8章には、全ての物品の規格やその適合性評価手続等の透明性を高めるためのルールが、それぞれ規定された。いずれも基本的には、WTO協定の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」及び「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」を踏まえた内容が規定されたが、これらにはない規定も一部盛り込まれた<sup>34</sup>。

国会においては、本協定により我が国の食品安全基準や表示ルールが緩和又は変更され、食の安全が脅かされるといった指摘が多数示され、質疑が相次いだ。こうした懸念に対して、塩崎厚生労働大臣は、まず、本協定においては、締約国が自国の食品の安全を確保するために科学的根拠に基づいて必要な独自の措置をとる権利が認められていることから（7.4条）、必要な規制を講じることが可能であると説明した。加えて、リスク評価を専門的に行う食品安全委員会が科学的根拠に基づき残留農薬や食品添加物等の安全基準を設定していること、及びその基準を満たしているかを厚生労働省が監視・指導していることを根拠として、食の安全に関わる我が国の安全基準や制度に影響が及ぶことはないと強調した<sup>35</sup>。

また、科学的知見が不十分な場合における規制措置（いわゆる「予防原則」<sup>36</sup>）の採用の可否について質された石原国務大臣は、科学的知見が不十分な場合においても危険性が予

<sup>31</sup> 第192回国会参議院経済産業委員会会議録第2号18頁（平28.10.20）

<sup>32</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号14頁（平28.11.16）

<sup>33</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第9号14頁（平28.11.24）

<sup>34</sup> 例えば、第7章の下で懸念事項が生じた場合における専門家が関与する協力的な技術的協議（7.17条）や国際規格に適合的な措置でも貿易に著しい影響を与える場合のWTOへの通報（8.7条9）など。

<sup>35</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号7頁（平28.4.7）

<sup>36</sup> 確立された定義はないが、一般的に新技術等が環境や人の健康に取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがある場合に、科学的根拠が不十分であっても予防的に規制措置をとることができるという考え方を意味する。

見される場合には、S P S 措置を暫定的に採用できる旨明記されていると答弁した<sup>37</sup>。この点に関しては、安倍総理も「最新の科学的知見を踏まえながら必要な対応を行っていく」との姿勢を示した<sup>38</sup>。

さらに、遺伝子組換え食品や食品添加物等の表示ルールへの影響を懸念する指摘に対して石原国務大臣は、第 8 章において表示ルール等を定める際の手続やその透明性を確保する規定を定めており、「他国から表示の変更を求められることはなく、我が国が必要と考える表示制度の変更に新たな制約が加わることもない」と述べた<sup>39</sup>。

他方、第 2 章には、現代のバイオテクノロジーによる生産品（遺伝子組換え食品）の貿易に関する規定が盛り込まれたが（2. 27 条）、これまでの E P A に本協定と同様の規定を有するものではなく<sup>40</sup>、その内容や我が国の食の安全に及ぼす影響をめぐり質疑が行われた。

この趣旨について石原国務大臣は、「未承認の遺伝子組換え作物が微量に混入した作物の輸入の未然防止や発生時の迅速な対応のため、締約国間で協力を図ること」を目的とするものであると説明した<sup>41</sup>。一方、国会審議においては、食の安全に関するルールを規定する第 7 章ではなく、市場アクセスについて定める第 2 章に規定されたことを受け、遺伝子組換え食品の安全性よりもその貿易の促進に主眼が置かれた規定であるとの批判がなされるとともに、未承認の遺伝子組換え食品の輸入が増大するとの指摘が示された。これらに対して塩崎厚生労働大臣は、食の安全に関する措置を定めた第 7 章と同様に S P S 協定に基づく措置を採用できる旨（2. 27 条 2）、そして、締約国に対して遺伝子組換え食品等を規制するための自国の法令や政策を採用又は修正をすることを求めるものではない旨（2. 27 条 3）、それぞれ規定されていることから、「リスク評価を経していない遺伝子組換え食品の輸入等を禁止する我が国制度の変更が求められることはない」と明言し、未承認の遺伝子組換え食品の輸入増大の可能性を否定した<sup>42</sup>。加えて、石原国務大臣は、仮に我が国が遺伝子組換え食品の安全基準を厳格化し、I S D S 手続（後述（4）イ参照）により提訴された場合においても、「制度変更を求められることはない」と答弁した<sup>43</sup>。

この他、第 5 章には通関手続の迅速化に資するルールとして、48 時間以内に物品の引取りを許可することを求める規定が定められた（5. 10 条 2）<sup>44</sup>。こうした規定により我が国の検疫措置が簡素化されるといった懸念が示されたが、山本農林水産大臣は、自国が課す引取りのための要件が満たされない場合にまで、その引取りを許可することを要求するものではない旨規定されているとし（5. 10 条 1）、「疾病や病害虫の危険度に応じて行われる我が国の検疫措置が簡素化されることはない」と強調した<sup>45</sup>。

<sup>37</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 14 号 10～11 頁（平 28. 12. 8）

<sup>38</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 15 号 7 頁（平 28. 12. 9）

<sup>39</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 5～6 頁（平 28. 11. 14）

<sup>40</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 4 号 34 頁（平 28. 11. 15）

<sup>41</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 21 頁（平 28. 11. 14）

<sup>42</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 8 号 16～17 頁（平 28. 11. 22）

<sup>43</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 12 号 24 頁（平 28. 12. 5）

<sup>44</sup> 我が国の E P A において、貨物の引取りの許可に関する具体的な期限を定めたものはない。（第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 9 号 20 頁（平 28. 10. 28））

<sup>45</sup> 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 9 号 21 頁（平 28. 10. 28）

#### (4) 投資・サービス貿易

投資・サービスの自由化に関するWTO協定の規律としては、投資については「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）」が、サービス貿易については「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」が、それぞれ存在するが、本協定の第9章（投資）及び第10章（国境を越えるサービスの貿易）には、これらの内容を上回る自由化に関する約束が定められた<sup>46</sup>。また、第11章（金融サービス）、第12章（ビジネス関係者の一時的な入国）及び第13章（電気通信）にも、国境を越える経済活動を促進するための規定が設けられた。

##### ア 投資・サービス貿易の原則自由化

第9章には、参入段階及び参入後の投資活動に対する内国民待遇（9.4条）や最恵国待遇（9.5条）の保障等を定める「自由化型」のルールが規定された。また、第10章には、国境を越えるサービスの提供に際して、他の締約国のサービス提供者に内国民待遇（10.3条）や最恵国待遇（10.4条）を保障すること等が規定された。

本協定においては、原則全ての投資・サービス分野を自由化の対象とした上で、上記の自由化に関する規定を適用しない分野を附属書（留保表）に列挙するネガティブ・リスト方式が採用されている<sup>47</sup>。附属書には、①現行の法令に定める措置について自由化に関する規定を適用しないもの（いわゆる「現在留保」）と、②政策上将来にわたって規制を導入し又は強化する必要がある分野について規制権限を包括的に留保するもの（いわゆる「将来留保」）の2種類が設けられており<sup>48</sup>、現在留保とされた分野には、本協定発効後に規制の緩和や撤廃を行った場合に、変更時点よりも自由化の程度を悪化させないことを約束する、いわゆる「ラチェット条項」が適用される（9.12条1(c)、10.7条1(c)、11.10条1(c)）。

ラチェット条項により将来必要な規制措置を講ずることができなくなるとの懸念に対して、岸田外務大臣は、「包括的な留保を行った分野にはラチェット条項は適用されない」とした上で<sup>49</sup>、「我が国は包括的な留保を必要な分野で行っており、今後必要な規制の実施、強化は可能である」と説明した<sup>50</sup>。また、留保表の内容に変更を加える場合の対応について質された際には、「協定の一部を改定することになるため、改めて各国の合意と国会の承認が必要になる」と答弁した<sup>51</sup>。

<sup>46</sup> 例えば、特定技術の使用要求の禁止（9.10条1(h)）や投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止（9.10条1(i)）に関する規定は、TRIMs協定に規定はなく、我が国のEPAでも規定されることが少ない。

<sup>47</sup> ネガティブ・リスト方式は、GATSで採用されているポジティブ・リスト方式（義務の遵守を約束する分野のみ列挙する方式）よりも規制の現状や根拠法令を明確にでき、投資家にとり透明性が高いとされる。

<sup>48</sup> 第9章（9.12条）及び第10章（10.7条）については、附属書Ⅰ（現在留保）及び附属書Ⅱ（将来留保）に、第11章（11.10条）については、附属書Ⅲ第A節（現在留保）及び同第B節（将来留保）に、それぞれ自由化に関わる規定を適用しない分野・措置が掲げられている。

<sup>49</sup> 我が国は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について将来留保を行っている。

<sup>50</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第11号14頁（平28.11.1）

<sup>51</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第10号13頁（平28.12.1）

## イ 投資家と国との間の紛争解決（I S D S）

第9章第B節には、投資受入国が内外無差別や正当な補償なき収用など投資章に定める義務等に違反し、投資家が損害を受けた場合における「投資家と国との間の紛争解決（I S D S）」手続が規定された。投資家は投資受入国との間で投資紛争が生じた場合、まず紛争当事者間における協議及び交渉を通じて紛争解決に努めることとされ（9.18条）、協議の要請を受領した日から6か月以内に解決できなかった場合には、当該紛争を仲裁に付託できることとされた（9.19条）<sup>52</sup>。

国会審議における主要論点の一つは、本協定にI S D S手続が導入されたことの是非であった。質疑の多くは外国投資家がI S D S手続を利用して我が国の様々な制度・規制について提訴し、変更又は緩和を求めてくるのではないかといった指摘であったが、政府は、I S D S手続は投資家が被った損害について、「損害賠償あるいは原状回復を求める訴えを提起できる制度であり、制度変更を求める訴えができるわけではない」との答弁を繰り返した<sup>53</sup>。また、塩崎厚生労働大臣は、投資受入国が公共の福祉に係る正当な目的のための必要かつ合理的な措置を差別的でない態様で講ずることを許容する旨が投資章の複数の規定で確認されており（例えば9.16条）、これらを満たす我が国の公的医療保険制度や環境等の安全基準が提訴されることは想定し難く、万一提訴されても敗訴することは想定されないと認識を示した<sup>54</sup>。さらに、石原国務大臣は、I S D S手続と我が国の国内法との整合性は担保されているため、「日本政府が提訴される事態は想定されないと説明した<sup>55</sup>。

一方、外国の投資家から濫訴を引き起こされるとの指摘に対して、政府は、濫訴防止につながる規定として、①申立て期間を一定の期間（3年6月）に制限する規定（9.21条）、②法的根拠のない申立て等について迅速に却下することができる規定（9.23条）、③全ての事案の審理、裁定等を原則として公開することを義務付ける規定（9.24条）、④懲罰的損害賠償を禁止する規定（9.29条6）及び⑤申立てに根拠がないと認められる場合の仲裁手続費用等の投資家負担（9.29条4）等が定められていることを挙げて、濫訴の可能性を否定した<sup>56</sup>。また、仲裁人の独立性に懐疑的な見方に対しては、3名の仲裁人のうち、紛争当事者双方が1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第三の仲裁人は紛争当事者間の合意で任命されることに加えて、本協定の発効までに仲裁人の行動規範が作成されることを根拠として、「仲裁人の選任プロセスにおける公平性・中立性は確保されている」旨説明した<sup>57</sup>。さらに、I S D S手続が米国政府・企業に有利な仕組みとなっているとの批判も示されたが、安倍総理は既述の仕組みを念頭に、「一方的に不利な判断が下

<sup>52</sup> 本協定においては、①ICSID（投資紛争解決国際センター）条約、②ICSID追加的制度規則、③UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）仲裁規則等に基づく仲裁が可能となる（9.19条）。

<sup>53</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号6頁（平28.11.14）

<sup>54</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号26頁（平28.11.22）

<sup>55</sup> 第190回国会衆議院本会議録第22号9頁（平28.4.5）

<sup>56</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号27頁（平28.11.21）

<sup>57</sup> 仲裁人の行動規範について政府は、協定の範囲内で定められるため国会審議は想定していないと述べた。（第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号18～19頁（平28.11.16））

されるとの懸念は当たらない」と強調した<sup>58</sup>。なお、ICSID（投資紛争解決国際センター）条約に基づく仲裁の場合、仲裁人候補は同条約締約国<sup>59</sup>が推薦する仲裁人名簿に登録された者の中から選ばれることになるが、現在までに仲裁人を務めた経験のある日本人はいない<sup>60</sup>。

他方、我が国の裁判所と仲裁廷の判決の内容が異なる場合の対応についても議論が交わされた。石原国務大臣は、双方の判断はいずれも有効なものとされ、どちらが優先・劣後するというルールはなく、どちらの判断が実行されるかについては、紛争当事者が任意に一方を選択して決することもあれば、改めて民事執行手続を裁判所に申し立て、当該裁判所の判断で決することもあるとの見解を示した<sup>61</sup>。また、仮にICSID条約に基づく仲裁で我が国が敗訴し、賠償義務を負う旨の仲裁判断が下された場合には、条約を順守する立場から「当該判断に従う」との方針も示した<sup>62</sup>。こうした説明の中で金田法務大臣は、裁判所による民事執行手続において、「一般論として我が国の確定判決と矛盾する仲裁判断が公序良俗に反するとされることも事案によってはあり得る」と答弁し、我が国の裁判所が仲裁廷の判決内容を否定する可能性があることを示唆した。しかし、岸田外務大臣はその場合においても、「政府として裁定の執行を求める外国人投資家と協議するなど裁定の趣旨と国内裁判所の判断の双方を踏まえた代替的な対応を図る」ことで、ISDS手続を無意味にしないよう確保すると補足した<sup>63</sup>。

## ウ 金融サービス

第11章には、国境を越える金融サービスの提供に対して、内国民待遇（11.3条）や最恵国待遇（11.4条）を保障すること等が定められた。

金融サービスは経済活動のインフラであり自由化の影響は大きく、我が国金融業界への影響が懸念されたが、政府は、「本協定においては、新たな法改正等を必要とする約束はしておらず、外国の金融機関による日本への参入条件に変化はない」と説明した<sup>64</sup>。また、本協定の締結により、かんぽ生命や共済<sup>65</sup>の在り方に変更が生じるのかを質された石原国務大臣は、かんぽ生命は既に内外の民間保険会社と同様に保険業法の規制・監督下にあるため、「競争条件に違いはない」とし、また、共済については、「本協定上特有の規律は存在しない」としつつも、同章の一般的な規定が適用されるとの見解を示し、いずれも他の締約国から問題視されることはないと答弁した<sup>66</sup>。

## エ ビジネス関係者の一時的な入国、電気通信サービス

<sup>58</sup> 第192回国会参議院本会議録第10号13頁（平28.11.11）

<sup>59</sup> ICSID条約は、本協定署名国のうちメキシコ及びベトナムを除く10か国を含む161か国・地域が締結しており（2017年2月13日現在）、それぞれの締約国が仲裁人候補を4名ずつ登録している。

<sup>60</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号39～40頁（平28.11.14）

<sup>61</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号19頁（平28.11.16）

<sup>62</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号28頁（平28.11.21）

<sup>63</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号28～29頁（平28.11.21）

<sup>64</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号28頁（平28.11.16）

<sup>65</sup> 共済とは、一定の地域、職業・職域で構成される共同組合等の内部において組合員自らが出資し、その事業を利用し合う制度であり、組合員間の相互扶助組織の一環として行われる。（第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号8頁（平28.11.22））

<sup>66</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号18頁（平28.11.15）

第 12 章には、ビジネス関係者の一時的な入国を許可するための要件が定められた<sup>67</sup>。これらの規律により外国から単純労働者の流入が増大するとの指摘がなされたが、金田法務大臣は、「12 章の規定は全て現行の入管法令の範囲内」であり、「外国人単純労働者が流入するような事態は生じない」と説明した<sup>68</sup>。また、第 13 章には、公衆電気通信サービスへのアクセスに関する措置（13.4 条）など、電気通信分野の貿易を促進する規定に加えて、消費者の利便性を高める観点から、我が国の E P A において初めて国際移動端末ローミング<sup>69</sup>について、締約国に透明性のある合理的な料金設定を促す規定が定められた（13.6 条）。政府は、国際ローミング料金を低廉化することで「渡航者が自国との通話や滞在国内での通信が利用しやすくなり、滞在をより快適なものにできる」との認識を示した<sup>70</sup>。

### （5）電子商取引

インターネット等を利用した電子商取引は、多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と取引することができる。利便性の拡大とともに、電子商取引の保護の重要性についての認識も高まっているが、W T O 協定に同分野に関するルールは存在しない。

第 14 章（電子商取引）には、他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（電子的に送信されるコンピュータ・プログラム等）に対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないとする規定（14.4 条）を始め、事業遂行の条件として、自国領域内にサーバー等のコンピュータ関連設備の設置を原則として要求してはならないとする規定（14.13 条）や、大量販売用ソフトウェアの販売、利用等の条件として、その設計図であるソース・コードの移転やそれへのアクセスを原則として要求してはならないとする規定（14.17 条）などが盛り込まれた。

政府は、こうした規定により「データの適正、公正な利活用が図られ、我が国の事業者が域内でインターネットを活用した事業を行う際に競争力を発揮する環境が一層整備される」との認識を示した<sup>71</sup>。また、世耕経済産業大臣は、「デジタル商取引の分野に関して規定を設けた初めての多国間貿易協定である」ことが本協定の一番の特徴であるとの認識を示し、本章の規律により「I o T（モノのインターネット）やビッグデータなど情報を活用したグローバルビジネスを安心して円滑に行う環境が整備される」と答弁した<sup>72</sup>。さらに、安倍総理は、本章のルールが電子商取引市場における法の支配を抜本的に強化し、締約国内であれば安心して中小企業も含めて進出していける環境が整備されるとの意義を強調した<sup>73</sup>。

一方、電子商取引利用者の個人情報保護（14.8 条）やオンライン消費者の保護に関す

<sup>67</sup> 我が国は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、資格を有する自由職業家等とそれらの者に同行する配偶者及び子に対する入国及び一時的な滞在を許可することを約束している。

<sup>68</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 8 号 27 頁（平 28. 11. 22）

<sup>69</sup> 国内で使用している端末・電話番号のまま、海外の通信インフラの利用を可能とするサービス。

<sup>70</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 12 号 13 頁（平 28. 12. 5）

<sup>71</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 8 頁（平 28. 11. 14）

<sup>72</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 8 頁（平 28. 11. 14）

<sup>73</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 10 頁（平 28. 11. 14）

る規定（14.7条）など、消費者が電子商取引を安心して利用するためのルールも整備された。政府は、これらの規定により「我が国の消費者が各締約国の事業者との越境オンライン取引を安心して行うことができる」と述べた<sup>74</sup>。

## （6）政府調達

中央政府や地方政府等の公的機関による物品やサービスの調達に関するルールについては、WTO加盟の有志国のみが締結する「政府調達に関する協定（GPA）」<sup>75</sup>や各国が個々に締結するEPA等において規律されている。本協定の第15章（政府調達）には、他の締約国の企業等に対する内国民待遇及び無差別待遇（15.4条1及び2）、公開入札の原則（15.4条4）、調達の過程の公正性及び公平性（15.15条）等が規定された。本章の規定が適用される対象機関を始め、調達の対象となる物品・サービスやその基準額は、国別に設けられた附属書に規定されており、我が国は中央政府、都道府県及び政令指定都市による調達を本章の適用対象としている（附属書15-A）。

本章とGPAとの相違点について問われた政府は、GPAで約束している内容と「全く同様」であり、「現行の国内の調達制度の変更、あるいは新たな市町村などを開放するといったことは全くない」と応じた<sup>76</sup>。その上で、我が国企業の海外展開を促進する観点から、本協定署名国のうちGPAを締結していない国の政府調達市場の開放を実現したとの意義を示した<sup>77</sup>。一方、州政府など地方政府の調達を開放していない国（米国、メキシコ、マレーシア、ベトナム及びニュージーランド）があるとの指摘に対しては、「相互主義の観点から、我が国と同様に地方政府を開放している国に対してのみ、我が国の都道府県、政令市を政府調達の適用対象としている」と述べ、これらの国に対しては我が国も地方政府を開放していないと説明した<sup>78</sup>。

また、地産地消の取組に関する地方の条例案作りや地域振興策がISDS手続により提訴されるとの指摘がなされたが、石原国務大臣は、現地調達に関する規定は、「政府調達には適用されず、地方政府による現行の措置にも適用されない」として同手続による提訴の可能性を否定した<sup>79</sup>。さらに、本協定の効力発生後3年以内に、政府調達の適用範囲の拡大に向けて交渉を行う旨規定されたことを受け（15.24条）、我が国の政府調達市場における外国企業による受注機会が拡大するといった懸念が示された。これに対して政府は、当該規定は地方政府を十分に開放していない国々に対して市場開放を促すことに主眼が置かれているとの認識を示し、「我が国は既に政令市まで開放しており、現行よりも水準を拡大することは念頭に置いていない」と答弁した<sup>80</sup>。

<sup>74</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第12号14頁（平28.12.5）

<sup>75</sup> GPAは、本協定署名国のうち日本、米国、シンガポール、カナダ及びニュージーランドの5か国を含む45か国・地域が締結している（2017年2月13日現在）。

<sup>76</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号28頁（平28.11.16）

<sup>77</sup> 第190回国会衆議院総務委員会会議録第7号19頁（平28.3.10）

<sup>78</sup> 第190回国会衆議院総務委員会会議録第7号20頁（平28.3.10）

<sup>79</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第4号40頁（平28.11.15）

<sup>80</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号29頁（平28.11.16）

## (7) 競争政策、国有企業及び指定独占企業

国際カルテルや国有企業等による支配的地位の濫用といった反競争的行為は、国際貿易に負の効果をもたらすが、WTO協定にはこれらに関するルールはなく、競争に関する法令・政策については、各国が独自に制定し、運用することが基本とされている。

第16章(競争政策)及び第17章(国有企業及び指定独占企業)には、競争に関する12か国共通のルールが整備され、第16章には、各締約国が反競争的な事業行為を禁止する競争法令を制定・維持すること(16.1条)、競争法令の執行における手続の公正な実施(16.2条)等の規定が定められた<sup>81</sup>。また、第17章には、我が国のEPAにおいて初めて国有企業に特化したルールが規律され、各締約国が国有企業及び指定独占企業<sup>82</sup>がサービス等の提供を行う際に、他の締約国の企業に対して無差別待遇を与えること(17.4条1及び2)等が規定された。

安倍総理は、本協定に競争政策や国有企業に関するルールが整備されたことで、「これまでEPAになかったような21世紀型のルールに合意ができた」と述べ<sup>83</sup>、「今後RCEP等々に発展していく上で、国有企業に関するルールについて間違いなく一定の方向を指し示すことにつながる」との成果を強調した<sup>84</sup>。また、石原国務大臣は、無差別待遇の義務等に違反する扱いを受けた我が国企業が、紛争解決手続(第28章)に基づき違反措置の是正を求めることが可能になるとの意義を示した<sup>85</sup>。

一方、各締約国は、特定の規定を適用しない自国の国有企業等の特定の活動を国別に附属書において留保しているが、我が国は、中央政府の所有・支配する国有企業又は指定独占企業について、特定の義務を留保する附属書を作成していない(附属書VI)<sup>86</sup>。附属書を作成していない理由について政府は、「国内の国有企業を精査した結果、17章の義務に違反するような法令、政策は我が国にはなく、留保する必要がなかった」と説明し、他の締約国が附属書を作成していることについては、「違反するおそれがあるものとして留保している」との認識を示した<sup>87</sup>。

また、独立行政法人<sup>88</sup>が行う公共的な事業に支障が生じるとの指摘もなされたが、政府は、「我が国の独立行政法人は、主として商業活動に従事するものではないため、定義上独立行政法人は国有企業に当たらない」と答弁した<sup>89</sup>。

---

<sup>81</sup> 我が国のEPAには、競争法令の執行における手続の公正な実施について定めた規定はない。

<sup>82</sup> 本協定上、国有企業とは、主として商業活動に従事する企業であって、(a) 締約国が50パーセントを超える株式を直接に所有する企業、(b) 締約国が持分を通じて50パーセントを超える議決権の行使を支配している企業、(c) 締約国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業のいずれかに該当するものを、指定独占企業とは、本協定の効力発生の日の後に指定される私有の独占企業及び締約国が指定する又は指定した政府の独占企業をそれぞれ指す(17.1条)。

<sup>83</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第14号12頁(平28.12.8)

<sup>84</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第12号21頁(平28.12.5)

<sup>85</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第10号28頁(平28.12.1)

<sup>86</sup> 我が国は、地方政府の所有・支配する国有企業及び地方政府の指定する指定独占企業については、特定の義務を留保している(附属書17-D)。

<sup>87</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第10号24頁(平28.12.1)

<sup>88</sup> 独立行政法人とは、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化等を図ることを目的に活動するものを指す。

<sup>89</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第10号25頁(平28.12.1)

## (8) 知的財産

知的財産権の保護水準の差異は国際貿易に歪曲効果をもたらすため、WTO協定の下には、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」が作成されており、貿易に際しての知的財産の保護や活用が図られている。

本協定の第18章（知的財産）には、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権等の知的財産を対象として（18.1条）、TRIPS協定を上回る水準の知的財産の保護とその権利行使に関するルールが広範かつ詳細に規定された。

例えば、医薬品の知的財産保護を強化する規定として、医薬品の販売承認手続の結果、有効な特許期間を不合理に短縮された場合に特許期間を延長する制度を導入すること（18.48条2）、新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも5年間（生物製剤（バイオ医薬品）については少なくとも8年間）のデータ保護期間を設定すること（18.50条及び18.51条）、及び後発（ジェネリック）医薬品の承認審査時に有効特許を考慮する特許リンケージ制度<sup>90</sup>を導入すること（18.53条）等が定められた。

いずれも既に我が国が導入済みの制度であったが、特にバイオ医薬品のデータ保護期間に関しては、安価なジェネリック医薬品の普及を遅らせ、患者負担の増加や医療保険制度の崩壊を招くといった懸念が指摘された。これに対して、塩崎厚生労働大臣は、「我が国のデータ保護期間と同様の効果を持つ再審査期間がもともと8年間に設定されている」と説明した上で、「本協定で求められた仕組みを既に有しており、現行制度の変更を行う必要はなく、ジェネリック医薬品の承認に影響を与えることもない」と答弁した<sup>91</sup>。

著作権に関しては、著作物等の保護期間について、著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも70年とすることが規定された（18.63条）。これに伴い、我が国は著作物等の保護期間を原則著作者の死後50年から70年に延長することとなったが、それによる我が国への影響が問われた。松野文部科学大臣は、著作物等の保護期間を延長するメリットとして、①全てのOECD（経済協力開発機構）加盟国の保護期間が著作者の死後70年以上となり国際的な制度調和が図られること<sup>92</sup>、②国際的な競争力が高い我が国の漫画やアニメを中心に、中長期的な著作権料収入の増加が期待されること、及び③当該収益を利用して新たな創作活動等が可能となり文化の発展に寄与することを強調した。一方、保護期間の延長に伴い権利者不明の著作物が増加するとの課題に対しては、必要な措置を講じていくとの姿勢を示した<sup>93</sup>。

また、著作権等を侵害する複製に係る罪のうち、故意により商業的規模で行われるものについて、非親告罪（権利者の告訴がなくても公訴を可能とする制度）とすることが規定された（18.77条6(g)）。これを受け、我が国は、著作権等侵害罪の一部を非親告罪とする

<sup>90</sup> ジェネリック医薬品を販売する企業が製造承認を申請する際、厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関が、先発薬を開発した特許権を持つ企業に通知し権利を侵害していないか確認することを義務付ける制度。

<sup>91</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号5頁(平28.11.16)

<sup>92</sup> OECD加盟34か国のうち、著作物等の保護期間が著作者の死後70年未満であるのは、日本、カナダ及びニュージーランドのみであり、いずれも50年となっている。

<sup>93</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号20頁(平28.11.22)

こととなったが、非親告罪の導入により漫画等の同人誌の販売など、二次創作活動に委縮効果を及ぼすとの指摘が示された。安倍総理は、非親告罪とする著作権等侵害罪の範囲について、「対価を得たり権利者の利益を害することを目的とすること、原作のまま譲渡等を行うこと及び権利者の利益が不当に害されることの全ての要件を満たした場合に限り非親告罪とする」と答弁し、コミックマーケットにおける同人誌等の二次創作活動はこれらの要件を満たさず、非親告罪とならないとの見解を示した<sup>94</sup>。

この他、本協定における著作権の規定に関連して、我が国と4か国（米国、豪州、カナダ及びニュージーランド）との間で交わされた「著作権の保護期間に関する書簡」についても質疑が行われた。これらの書簡には、著作権の保護期間に関するサンフランシスコ平和条約上の義務（いわゆる「戦時加算<sup>95</sup>」）に関する取組として、各国政府が著作権の権利管理団体と戦時加算の影響を受ける権利者との対話を奨励すること等が記されている。

当該書簡により戦時加算問題が解決されたのか問われた松野文部科学大臣は、「戦時加算義務の法的な解消には、サンフランシスコ平和条約の義務の変更を要する」として未だ同問題の解決には至っていないとの認識を示したものの、同問題の解決に向けて「現実的な打開に向けて意味のある一歩を踏み出すことができた」と説明した<sup>96</sup>。加えて、安倍総理も戦時加算問題の解決に向けて、必要に応じて相手国政府に働きかけを行っていくとの決意を示した<sup>97</sup>。

## （9）労働・環境

国際社会においては、従来から労働・環境基準の遵守と貿易自由化の両立を図る国際的なルールが求められてきたが、WTO協定にこれらに関するルールはなく、我が国のEPAにおいても、独立の章を設けてこれらに関する規律を定めたことはない。

第19章（労働）には、「国際労働機関の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置（ILO宣言）」で述べられた労働者の権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用及び職業に関する差別の撤廃）を自国の法律等において採用・維持すること（19.3条）、労働法令の緩和を貿易等に影響を及ぼす態様で行ってはならないこと（19.4条）等が規定された。

ILOは加盟国に上記の労働者の権利に関連する8つの条約の締結を求めているが、我が国はこのうち2つの条約を未締結であった<sup>98</sup>。ILO加盟国としての責務を果たすため

<sup>94</sup> 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第4号8頁（平28.4.8）

<sup>95</sup> 戦時加算とは、サンフランシスコ平和条約に基づいて我が国に課せられている著作権の保護期間における義務であり、連合国及び連合国民の著作権について、1941年12月8日の開戦時から各国の平和条約が発効した前日までの期間を通常の保護期間に加算して保護するものである。なお、戦時加算義務を負っているのは我が国のみとされている。（第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号41頁（平28.11.14））

<sup>96</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第9号19頁（平28.10.28）

<sup>97</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第3号42頁（平28.11.14）

<sup>98</sup> 結社の自由及び団体交渉権（①結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号条約）、②団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号条約））、強制労働の禁止（③強制労働に関する条約（29号条約）、④強制労働の廃止に関する条約（105号条約））、児童労働の禁止（⑤就業の最低年齢に関する条約（138号条約）、⑥最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号条約））、雇用及び

にもこれらの条約を締結すべきではないかとの問いに対して、塩崎厚生労働大臣は、「労働章はこれらの批准を義務付けておらず、これらの条約の義務を締約国に具体的に課すものでもない」と答弁し、「いかなる国内法令を採用・維持するかについては、一義的には各締約国が独自に判断する」と説明した。その上で、これらの条約の締結については、「国内法制との整合性について検討すべき点があることから、慎重な検討が必要である」との認識を示した<sup>99</sup>。

他方、第 20 章（環境）には、締約国が締結する環境に関する多数国間協定の約束を確認すること（20.4 条）、漁業の保存及び持続可能な管理（20.16 条）、野生動植物の違法な採捕及び取引への対処（20.17 条）等の規定が定められた。

山本公一環境大臣は、これらの規定を各国が実施することで、「各締約国の環境保護の水準が底上げ」され、「貿易投資の促進と環境保護の推進が図られる」との期待を述べたほか、「日本の優れた環境技術等が適切に評価される条件が整い、各国の環境対策分野の投資拡大が期待される」との意義を示した<sup>100</sup>。

また、第 20 章には、漁業補助金に係る規定が設けられ、①乱獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼす補助金、② I U U 漁業<sup>101</sup>を行う漁船に対し交付される補助金が本協定上禁止される補助金に該当すると規定された（20.16 条 2）。我が国の交付する漁業補助金に禁止される補助金に該当するものがあるのかを問われた政府は、我が国漁業者の漁獲活動は、漁業法等の漁業関係法令に基づく漁業許可、漁業権免許等の制度により管理されているため<sup>102</sup>、禁止補助金に該当するものはないとの認識を示した<sup>103</sup>。

## （10）分野横断的規定

上記の内容に加えて、本協定には特定の政策目的を達成する観点から、複数の分野にまたがる規制が通商上の障害にならないようにするための規定、協定の義務を効果的に実施するために必要な規定等が盛り込まれた。以下、国会で質疑された主な内容を紹介する。

### ア 規制の整合性

第 25 章（規制の整合性）には、国内で自国が有する各種規制措置間の整合性の確保に向けて、規制措置を講じる国内の関係機関間の協議・調整を強化することや見直しが行われた規制等に関する情報を締約国に報告すること等が規定された（25.4 条）。

各国の規制を調整するための規律がこれまでに締結してきた E P A に定められたことはなく、我が国が一層の規制緩和を求められるとの懸念が示されたが、本協定で調整の対象となる我が国の規制措置の範囲<sup>104</sup>について石原国務大臣は、「現時点では具体的に決

---

職業における差別の撤廃（⑦同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100 号条約）、⑧雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111 号条約））の 8 条約のうち、我が国は④及び⑧を締結していない。

<sup>99</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 4 号 21 頁（平 28. 11. 15）

<sup>100</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 8 号 28 頁（平 28. 11. 22）

<sup>101</sup> 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を意味する。

<sup>102</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 14 号 6 頁（平 28. 12. 8）

<sup>103</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 3 号 44 頁（平 28. 11. 14）

<sup>104</sup> 本協定発効後 1 年以内に、自国の対象規制措置の範囲を決定すること、及び当該対象規制措置の範囲を決

まっていない」と答弁し、詳細は各国の動向を見極めて検討・決定していくとの認識を示した<sup>105</sup>。また、各国の規制措置を調整するための仕組みについて質された岸田外務大臣は、「既に我が国政府の中に各省庁の調整する仕組みがあり、これを改めるとか何か加えることは全く考えていない」と説明した<sup>106</sup>。

#### イ 開発・協力

第 23 章（開発）や第 24 章（中小企業）には、本協定の義務を履行する国内体制が不十分な国や中小企業等に対する技術支援や人材育成に関する規定が定められた。

これらの規定が盛り込まれた理由について石原国務大臣は、「全ての締約国が貿易や投資を通じた恩恵を享受する必要がある」との認識の下、締約国全体の「包摂的な経済成長を促進する観点」から、貧困削減に向けて開発を支援していく必要があったと説明した。また、岸田外務大臣は、これらの規律によって経済分野における人材育成や技術支援が進み、各国の協定の義務を実施する体制が強化されることで、経済成長と開発の双方の実現が図られるとともに、「協定への関心国・地域の拡大にも寄与する」との意義を示した<sup>107</sup>。

#### ウ 運用・制度（TPP委員会）

本協定の実施又は運用に関する問題を検討するため、各締約国の政府の代表者から成る TPP 委員会を設置することが定められた（27.1 条）。同委員会は、本協定の効力発生の日から 3 年以内に締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと、協定に基づき設置される全ての小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を監督すること等も任務としている（27.2 条）。

TPP 委員会は、本協定を運用する際に生じるあらゆる問題に対処する組織であることから、その位置づけや権限が焦点となった。安倍総理は、本協定に限らず、通商協定において協定発効後の実施や運用について、各国間で協議を行う様々な委員会の設置や将来の見直し等に関する規定が設けられるのは「一般的である」旨説明し<sup>108</sup>、その上で、TPP 委員会を含む各章が定める小委員会等の決定は、「いずれの国からも反対がないことが条件となり、我が国が反対する内容の決定が行われることはない」と答弁した<sup>109</sup>。

#### (11) 最終規定（発効要件等）

本協定は、原則、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者（ニュージーランド）に通報した日の後 60 日で発効する（30.5 条 1）。ただし、署名後 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の 2013 年の GDP の合計の少なくとも 85% を占める、少なくとも 6 の原署名国が国内法

---

定するに当たっては相当な範囲を対象とすることを目標とすべきである旨が規定されている（25.3 条）。

<sup>105</sup> 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 10 号 41～42 頁（平 28.10.31）

<sup>106</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 3 号 33 頁（平 28.11.14）

<sup>107</sup> 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 5 号 26～27 頁（平 28.11.16）

<sup>108</sup> 第 190 回国会衆議院本会議録第 22 号 12 頁（平 28.4.5）

<sup>109</sup> 第 192 回国会参議院本会議録第 10 号 13 頁（平 28.11.11）

上の手続を完了した旨を通報することが発効の要件となる（30.5条2）<sup>110</sup>。

これらの要件を踏まえ、岸田外務大臣は、2013年の原署名12か国のGDP合計額のうち、米国が約60%、そして我が国が約17%を占めるため、協定の発効には「日米両国が国内手続を終えない限り発効しない」と明言した<sup>111</sup>。また、当該要件について政府は、「一定の経済規模を有する国及び交渉参加12か国の半数以上の参加が望ましい」との考えに基づき定められたとの説明を行った<sup>112</sup>。

また、本協定は、APEC参加国又は独立の関税地域、及び締約国が合意する他の国又は独立の関税地域の加入を許容しているが（30.4条）、岸田外務大臣は、中国や台湾を含む全てのAPEC（アジア太平洋経済協力）参加国・地域に「将来的にTPPへの新規加入の道が開かれている」との考えを示した上で、「協定の義務を履行する用意がある場合に加入のための交渉を行うことができる」と説明した<sup>113</sup>。

一方、2016年11月、米国大統領選挙期間中からTPPからの離脱の意思を示していたトランプ候補が同選挙に勝利したことを受け、本協定発効前の離脱あるいは脱退の可否が質されたが、岸田外務大臣は、「協定上、発効前の離脱、脱退に係る規定は存在しない」とした上で、「トランプ氏の表明する離脱がいかなる行為を意味するのか予断を持って申し上げるのは困難」と答弁した<sup>114</sup>。また、仮に離脱した場合にあっても米国が本協定の発効要件にいう「原署名国」に当たるのかとの質問に対しては、12か国で署名した事実は揺るがず、「米国が原署名国であることは今後も変わらない」と説明し、その事実を他の署名国に確認したのかとの指摘に対しては、「確認するまでもなく、関係者の中で一致していることである」との認識を示した<sup>115</sup>。

（かみたにだ　すぐる）

---

<sup>110</sup> 各国の2013年のGDP比は、米国60.5%、日本17.7%、カナダ6.6%、豪州5.4%、メキシコ4.5%、マレーシア1.1%、シンガポール1.1%、チリ1.0%、ペルー0.7%、ニュージーランド0.7%、ベトナム0.6%、ブルネイ0.1%となっている（『産経新聞』（平27.10.31））。

<sup>111</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号3頁（平28.11.21）

<sup>112</sup> 第189回国会閉会後衆議院農林水産委員会会議録第24号7頁（平27.12.10）

<sup>113</sup> 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第2号16頁（平28.10.14）

<sup>114</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第14号3頁（平28.12.8）

<sup>115</sup> 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第10号9頁（平28.12.1）